

別表 就学校変更基準（第2条，第5条，第6条関係）

資料No. 4

変 更 要 件		必 要 書 類	変更承諾期間
1	転居の場合（学年途中）	申 立 書	卒業まで ただし，過大規模校については学年末まで
2	1年以内に予定する転居予定地の学校への学年，学期当初からの転校を希望する場合	申 立 書 転居予定を確認できる書類（土地・建物売買契約書等）	適当と認められる期間
3	1年以内に予定する住宅の建て替え等による一時的な転居	申 立 書 一時的な転居を確認できる書類（賃貸契約書等）	適当と認められる期間
4	公共事業による移転等	申 立 書	卒業まで
5	災害等による一時的な転居	申 立 書	適当と認められる期間
6	父母の勤務場所や自営業地等の指定校に就学を希望する場合	申 立 書 父母の就労証明書または自営地の証明できるもの	学年末まで
7	父母の就労により養育する祖父母宅等の住所地指定校に就学を希望する場合	申 立 書 父母の就労証明書 養育する祖父母等の同意書	学年末まで
8	実際の生活拠点のある住所地指定校への就学	申 立 書 居住を証明できる書類	学年末まで
9	住民登録以外の学区の町内会又は子供会に既に参加していて，希望学区の地区活動に密接な関係にある場合	申 立 書 町内会の加入証明等	卒業まで ただし，町内会又は子供会を脱会した場合は，当該脱会をした日まで
10	指定校に対応する特別支援学級が無い場合や心身上の理由による就学への配慮が必要な場合	申 立 書	卒業まで
11	いじめ・不登校の解消のために転校を希望する場合	申 立 書	卒業まで
12	学校区の変更前指定校への就学	申 立 書	卒業まで
13	学校区の変更に伴い指定校が別になってしまった兄弟姉妹が就学する学校への就学	申 立 書	卒業まで
14	指定校である中学校に希望する部活動が無い，又は大会に参加できる状況に無い場合の希望する部のある隣接する学区の中学への転校	申 立 書 入部希望届	適当と認められる期間
15	児童生徒の保護を要すると思われる逃避等の場合	申 立 書	適当と認められる期間
16	過大規模校の通学区域に住民票がある児童が保有普通教室数に	申 立 書	卒業まで

	余裕がある学校への就学を希望する場合 (新入学児童のみ)		
17	16による指定校変更の変更前の指定中学校への就学	申立書	中学校卒業まで
18	その他教育委員会が妥当と認める場合	申立書 委員会が求める書類	適当と認められる期間

注意 (1) 上記に定める書類のほか、必要に応じ、提示又は提出を求める場合がある。

(2) 過大規模校の学級数は、31学級以上とする。

(3) 過大規模校への就学については、9から11までの要件による変更は認めない。

(4) 16の要件により就学校を変更した場合、中学校は原則、変更先の通学区域の中学校に就学するものとする。

(5) 区域外就学については、1の変更要件については、学年末までとし、9、10、12、13、14の要件による変更は認めない。

(6) 6及び7の要件により就学先を変更した場合、変更後の就学先での児童クラブの使用は、原則不可とする。